

緊急時の迅速な対応等の課題について

磯谷文明（弁護士）

第1 緊急時の迅速な対応

1 はじめに

適切な介入のためには、第一に、必要な情報を迅速に収集し、第二に、その情報を正しく評価し、第三に、その結果、立入調査や臨検捜索等が必要だと判断されたときは、迅速に実施できるようにしなければならない。

2 情報収集

【問題】

必要な情報を迅速に収集できなければ、客観的には必要である介入ができなかったり、逆に客観的にはすべきでない介入をしてしまうおそれがある。従って、必要な情報を迅速に収集することはきわめて重要である。

しかしながら、この場合の情報のほとんどは個人情報に該当するため、その収集は時に困難に直面している。「関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者」（児童福祉法25条の2第1項の「関係機関等」）については、要保護児童対策地域協議会を活用することによって、一応個人情報の収集が可能であるが、児童福祉になじみの薄い民間病院、民間企業（例えばマンションの管理会社等）などからの情報収集が難しいと言われている。

現状では、児童相談所に一般的な調査権限を与える規定は存在しない。

刑事訴訟法197条2項

捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

※報告を求められた公務所・団体は、原則として報告すべき義務を負うと解されている（但し、直接報告を強制する手段はない）。また、報告がなされた場合、これは法的義務に基づくものであるから、原則として守秘義務に違反しないと解されている。

【対策】

児童福祉法に、児童相談所に対し一般的な調査権限を与える規定を置くべきである。

併せて職種を問わず、児童相談所からの照会に対しては報告が義務であることを周知する必要がある。

3 情報分析

【問題】

集められた情報を適切に分析・評価し、判断に供することができなければ、適切な介入には至らないが、この分析と評価には児童福祉司を中心とする職員の専門性と、それを歪めることのない組織的な体制が必要である。

すなわち、

- ① 児童福祉司は、児童虐待に関する十分な知識と経験を持つ必要がある。
- ② 担当の児童福祉司が個人的な「カン」に頼らないよう、児童相談所全体で組織的に検討できる体制が必要である。
- ③ 保護者の強硬な姿勢や、それまでのケースワークによる「しがらみ」などによって、評価が歪められないような体制が必要である。

しかしながら、児童相談所によって違いはあるものの、総じて不十分である。

すなわち、

- ① 経験の浅い児童福祉司が増加している。
- ② 所長や、スーパーバイズをすべき基幹職員にも、経験の浅い者が少なくない。
- ③ 支援やケアをする職員と介入をする職員が同じであることが多く、保護者の強硬な姿勢や、それまでの関わりの経緯等によって、評価が歪められることがある。^{*1}

【対策】

対策としては、

- ① 児童福祉司の人材育成がきわめて重要である。研修に必要性は言うまでも

*1 緊急介入というと、ケースの初動対応のようにイメージされがちであるが、実際には長くケースワークをしてきたケースについて、家庭での養育が限界に達し、一時保護等の強制手段を講じざるを得ない場面も少なくない。このような場合、長くケースワークに関わってきた児童福祉司等は、保護者との間でいろいろな「しがらみ」があって、評価が歪むことがあるように感じられる。例えば、保護者に言葉尻を捉えられ、激しい攻撃にさらされ、後ろめたさも影響して果敢な判断ができない場合、ケースワークのなかで一定の感情を持ってしまい、その感情が評価に影響している場合、一度ケースに対する評価をしてしまい、それをなかなか変えられない場合などがある。

ないが、それで足りるものではなく、経験の蓄積が容易になる人事上の工夫や、児童福祉司の国家資格化などを検討すべきである。

② 所長や基幹職員についても、同様のことが言える。

③ 支援やケアを担当する職員と、介入する職員を別にすべきである。

4 臨検搜索の迅速性

【問題】

臨検搜索については、法律上、少なくとも立入調査→（再）出頭要求→臨検搜索というステップを踏まなければならない、対応を緩慢にしがちである。

【対策】

ケースによっては、立入調査等のステップを踏まずに、直ちに臨検搜索をすることが可能なように改めるべきである。

第2 その他

1 裁判例の分析

児童福祉法28条や親権停止等がどのように機能しているのか、要件その他に関して法改正の必要があるのかといった点を検討するために、然るべきところが審判例を集積し、分析をすべきである。^{*1}

2 検証のあり方

国が行う検証の目的は、もちろん地方公共団体の児童福祉に関する施策や児童相談所等の関係機関の活動の改善に資するということもあるが、それに劣らず、国としてどのような施策や法制度が必要なのか、何を改める必要があるのかを探ることも重要である。

そうすると、国としても、検証に必要な情報を地方公共団体に頼るだけでなく、自ら必要な調査を行えるようにすべきである。そのためには検証を行う部署を拡充するとともに、一般的な照会権限を与えることが望ましい。

*1 最高裁判所事務総局が発行していた家庭裁判月報は、平成26年3月をもって廃刊された。